

小林市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年3月16日

小林市監査委員	南崎 淳一郎
小林市監査委員	森田 哲朗

定期監査（後期）結果報告

1 . 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査

2 . 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 南崎 淳一郎

小林市監査委員 森田 哲朗

3 . 監査の対象

令和 2 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とした。ただし、補助金及び交付金に関する事務については、令和元年度も対象とした。

〔総務部〕 総務課、危機管理課

〔総合政策部〕 企画政策課、地方創生課、健康都市推進室

〔経済部〕 農業振興課、畜産課、商工観光課

〔市民生活部〕 市民課、西小林出張所、ほけん課

〔健康福祉部〕 長寿介護課、健康推進課

〔建設部〕 建設課、管財課

〔野尻庁舎〕 地域振興課、住民生活課、紙屋出張所、地域整備課

会計課

農業委員会野尻分室

上下水道課

市立病院

4 . 監査の実施期間

令和2年12月4日から令和3年3月15日まで

5 . 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (2) 支出事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (3) 契約事務は、関係法令に基づき適正に処理されているか。
- (4) 公金及び準公金の管理は、適正に行われているか。
- (5) 歳入歳出外現金の管理は、適正に行われているか。
- (6) 情報セキュリティ対策は、適正に行われているか。
- (7) 内部統制の充実強化は、図られているか。
- (8) 昨年度の定期監査において指摘した事項は、改善されているか。

6 . 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係資料に基づき、監査委員が所属長及び主幹等から予算並びに事業の執行状況や所管業務等の説明を受け、質疑応答方式により実施した。

併せて、関係諸帳簿等の全部又は一部の照合及び実査を行った。

なお、今年度のヒアリングについては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、3密回避及び時間の短縮を図るため、事前質問書の送付や出席者の人数制限を行って実施した。

7 . 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に行われていると認めた。また、会計課で保管されている基金及び有価証券について、通帳、定期預金証書及び株券の原本確認を行ったところ、適正に管理されていることを確認した。

しかし、改善又は検討を要する事項が多く見受けられたので、全庁的な共有を図りながら、内容を十分に検討の上、必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

改善又は検討を要する事項については、以下のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

(1) 着眼点における指摘・要望事項

昨年度と同様の指摘があった課及び内部統制の充実強化について

各課における昨年度の指摘事項に対する改善状況を重点項目として監査した結果、一部の課においては、過去の指摘事項を踏まえ、研修の実施や事務改善に取り組まれており、監査結果が業務に生かされていると感じられた。

しかし、依然として、昨年度と同様の指摘を受けた課が多く見受けられた。指摘事項の多くは、調定遅延、支出負担行為遅延、時間外勤務手当の支給誤り等であり、こうした状況は、職員の「関係法令及び財務関係諸規程」の基本的ルールの理解不足に加え、前例踏襲で事務処理が行われていることや、事務処理が担当職員に一任され、組織としてのチェック体制の不備など、内部統制が十分機能していないことに起因するものと考えられる。

また、内部統制が機能していないため、昨年度の指摘事項が改善されても、新たな指摘事項や過去の指摘事項を繰り返す状況である。内部統制とは、ミスや事故を未然に防止する仕組みであり、内部統制が機能しなければ、事務の適正な執行を確保することはできない。

各課においては、他課の指摘事項についても今後起こりえる事例として受け止め、内容を十分に検討の上、必要な措置を講じられたい。また、管理職にあつては、事務処理の軽微なミスが重なり、結果として重大な事故の発生につながることを強く認識し、チェック体制の見直し及び複数人による実効性のあるチェックの実施、発生したミスの原因及び再発防止策の情報共有、職員への注意喚起など、事務処理誤りの早期発見、是正に向けた取組に努められたい。全庁的な内部統制の充実強化を望むものである。

契約事務について

契約事務については、前期の定期監査に引き続き、契約締結事務について着目し監査を実施した。

その結果、「随意契約協議書の作成漏れや随意契約とする理由が適切でない。」「見積書を徴していないものや見積書の決定印漏れ。」といった関係法令の理解不足に起因する指摘事項や、「契約書に定めた書類が提出されていない。」といった市と受託者の契約内容の理解不足に起因する指摘事項が見受けられた。

特に、特命随意契約で毎年度同様の事業を行う契約においては、新たな契約を締結する際に、以前の契約内容の十分な見直しがされないまま、不十分な記載内容で契約を締結しているものや、履行すべき内容の確認が不足しているものが見られる。

契約については、受託者が市と共通の認識の基で事業を遂行することが基本である。契約書及び仕様書に必要な事項を記載し、双方で契約内容について十分に確認を行った上で、契約書及び仕様書に基づく業務の履行確認、成果に対

する実績報告及び検収を行うよう徹底されたい。

契約事務などの財務事務を適正に執行するためには、関係法令や各事務マニュアルに対する職員の知識の習得と正しい理解が必要不可欠であるため、財政課においては、職員一人一人の資質向上に向け、財務事務研修等を充実させるとともに、新財務システムの契約管理支援に係るマニュアルについて、職員への周知を行われたい。

(2) 各課における指摘事項 (は昨年度と同様の指摘事項)

総務課

取消しとなった旅行命令において、旅行命令変更の決裁を受けていないものが多数見られた。

危機管理課

財産売払収入及び雑入の収入事務において、調定の時期が遅延(4 か月以上) しているものが 2 件見られた。

業務委託契約において、「小林市委託業務契約約款(土木設計、建築設計、建築工事監理、現場技術業務等)」に基づかない契約にもかかわらず、約款に定められた契約書の様式を使って契約を締結していた。

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が 4 件見られた。

休暇簿において、不適切な訂正(修正液) が 1 件見られた。

行政財産の目的外使用許可書において、使用期間の記載誤りが 1 件見られた。

公有財産(土地) の管理において、土地の売却を行っているが、会計管理者及び管財課長へ通知していないものが 1 件見られた。

準公金である「小林市消防団」の出納事務において、準公金会計事務届出書が会計管理者に提出されていなかった。

企画政策課

助成金の収入事務において、調定の時期が遅延(3 か月以上) しているものが 1 件見られた。

使用料の支出事務において、予算執行伺書の作成漏れが 1 件見られた。

使用料及び委託料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3月以上）しているものが2件見られた。

負担金の支出事務において、支出負担行為の起票日誤りが多数見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が2件見られた。

時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが2件見られた。

週休日の振替及び休日の代休命令簿において、記入漏れが1件見られた。

在勤地内等旅行命令簿において、旅行命令を受けていないものが複数件見られた。

きずな協働体活動交付金の積立事業において、積立事業承認申請書の「事業の内容」の記載内容に不十分なものが1件見られた。

準公金である「JR吉都線利用促進協議会」の出納事務において、精算が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。

地方創生課

雑入の収入事務において、調定の時期が遅延（4か月以上）しているものが1件見られた。

契約事務において、随意契約協議書を作成していないものが2件見られた。また、見積書を徴していないものが2件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が3件見られた。

健康都市推進室

委託料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。

農業振興課

財産使用料（法定外公共用財産の占用料）の収入事務において、100円未満の使用料の算定誤りが2件見られた。

使用料及び補助金の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（4か月以上）しているものが2件見られた。

契約事務において、随意契約協議書を作成していないものが1件見られた。また、見積書を徴していないものが1件、見積書の決定印漏れが1件見られた。

郵便物切手受払簿において、払高の記入漏れにより、現在高と実数が一致していないものが2件見られた。

備品台帳において、備品の登載漏れが2件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が1件、支給漏れが2件見られた。また、時間外勤務命令簿において、時間外勤務手当が支給されているにもかかわらず確認印漏れが2件見られた。

休暇簿において、総務課長の承認を受けずに特別休暇を取得していたものが4件見られた。

在勤地内等旅行命令簿において、旅行命令を受けていないものが多数見られた。

文書処理簿において、記入誤りが多数見られた。

畜産課

行政財産の目的外使用に対する使用料（土地）の算定において、10円未満の端数処理の計算誤りが2件見られた。

現金払込書兼領収書において、出納員の氏名を記入し、押印すべきところ、分任出納員の氏名を記入し、押印していた。

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が3件見られた。

休暇簿において、総務課長の承認を受けずに特別休暇及び病気休暇を取得していたものが3件見られた。

行政財産の目的外使用に対する使用料（土地）の免除において、市長決裁にもかかわらず、部長決裁となっていたものが1件見られた。

肉用肥育素牛購入資金貸付金において、提出された経営計画書に、計画欄の数値が未記入のものが多数見られた。

商工観光課

使用料及び委託金の収入事務において、調定の時期が遅延（6か月以上）しているものが2件見られた。

修繕料及び補助金の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが4件見られた。

貸与品台帳において、作業服の登載漏れが4件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。また、時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが1件見られた。

時差勤務命令簿において、時差勤務命令の取消し漏れが2件見られた。

行政財産の目的外使用において、申請がなされていないにもかかわらず、行政財産を使用させているものが1件見られた。速やかに申請書の提出を求められたい。

市民課

郵便物切手受払簿において、ハガキの登載漏れが1件見られた。

国庫支出金及び県支出金の交付決定通知において、文書処理簿による受付を行っていないものが4件見られた。

準公金である「小林市人権・同和問題啓発推進協議会」において、委託契約書に印紙の貼付漏れが1件見られた。また、印紙の購入に係る事務に不適切な処理が1件見られた。

西小林出張所

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が3件見られた。

ほけん課

業務委託契約書において、契約者署名欄に法人格を表す「小林市」の記入漏れが1件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が2件、支給漏れが1件見られた。

長寿介護課

使用料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。

行政財産の目的外使用に対する使用料（自動販売機）の算定において、使用料の算定誤りが2件見られた。

業務委託契約書において、条文中に記載のある「委託業務要綱」が添付されていないものが1件見られた。

取消しとなった旅行命令において、旅行命令変更の決裁を受けていないものが1件見られた。

健康推進課

県補助金の収入事務において、調定がなされていないものが1件見られた。

委託料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。

郵便物切手受払簿において、不適切な訂正（修正液）が1件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。

休暇簿において、病気休暇時の病院受診の領収書の確認印漏れが2件見られた。

旅行命令変更の決裁において、課長の決裁を受けていないものが1件見られた。

建設課

国庫補助金及び使用料（道路占用料）の収入事務において、調定の時期が遅延（3か月以上）しているものが多数見られた。

公園使用料（令和元年度気象観測業務に係る電気料）の収入事務において、調定がなされていないものが1件見られた。

委託料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（4か月以上）しているものが1件見られた。

旅費において、支給が遅延（3か月以上）しているものが5件見られた。

契約書において、仕様書の記載内容が不十分なものが2件見られた。

契約事務において、見積書を徴していないものが2件、見積書の決定印漏れが2件見られた。

備品台帳において、備品の登載漏れが1件見られた。

収入印紙受払簿において、払高の記入漏れにより、現在高と実数が一致していないものが1件見られた。

財産台帳において、財産に関する調書の面積と不一致のものが2件見られた。

管財課

借上料及び使用料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延(4か月以上)しているものが2件見られた。

委託料の支出事務において、支出負担行為の額の誤りが1件見られた。また、消費税増税に伴う端数処理の計算誤りにより、契約額より多く支出しているものが1件見られた。

行政財産の目的外使用に対する使用料(土地及び建物)の算定において、100円未満を切捨てたものが2件、消費税増税に係る計算誤りが2件見られた。

業務委託契約書において、受託者は報告書の提出を行うことと定めているが、報告書の提出がなされていないものが2件見られた。また、仕様書に基づく業務の履行となっていなかった。

在勤地内等旅行命令簿において、旅行命令を受けていないものが多数見られた。

行政財産の目的外使用において、申請がなされていないにもかかわらず、行政財産を使用させているものが6件見られた。速やかに申請書の提出を求められたい。

野尻庁舎 地域振興課

行政財産の目的外使用に対する使用料(自動販売機)の算定において、使用料の算定誤りが1件見られた。

野尻庁舎 住民生活課

特に指摘する事項は認められなかった。

紙屋出張所

在勤地内等旅行命令簿において、命令を受けていないものが複数件見られた。

野尻庁舎 地域整備課

国有林野有償貸付契約書において、契約者署名欄に法人格を表す「小林市」の記入漏れが1件見られた。

準公金である「野尻町畜産振興会」の出納事務において、通帳からの支出後に支出伝票を作成していたものが1件見られた。

会計課

特に指摘する事項は認められなかった。

農業委員会 野尻分室

備品台帳が整備されていなかった。

上下水道課

土地借上料の契約書において、契約者署名欄に法人格を表す「小林市」の記入漏れが1件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、過支給が2件見られた。

時間外勤務命令簿において、時間外勤務手当が支給されているにもかかわらず精査時間の記入誤りが2件見られた。

市立病院

契約事務において、随意契約協議書の作成漏れ及び見積書の決定印漏れが1件見られた。

随意契約協議書において、随意契約とする理由が適切でないものが1件見られた。

時間外勤務命令簿において、命令の確認を本人が行っているものが複数件見られた。